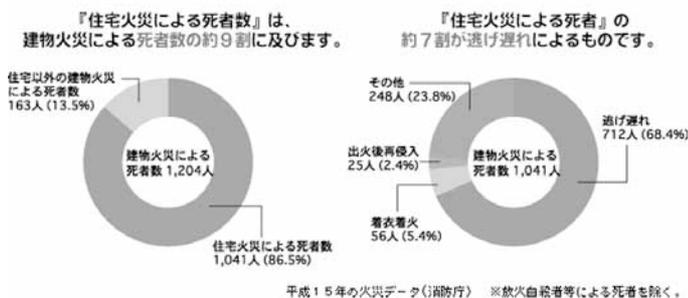




住宅用火災警報器って？

消防法及び市町村条例により、すべての住宅に火災警報機などの設置が義務付けられます。

火災による死者数は年々増加しています。建物の火災による死者数のうち、約9割が住宅火災で亡くなられています。そして、死者の約6割が65歳以上の高齢者となっています。また、死に至った原因の7割は逃げ遅れとなっています。



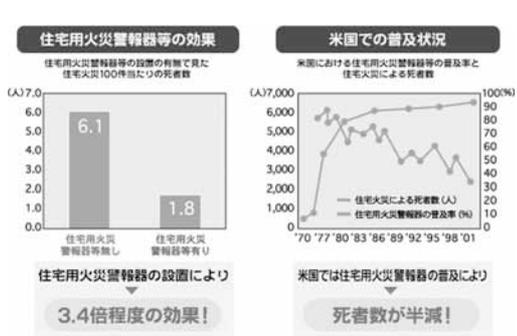
もし、火災を早期に発見できたなら、初期消火により消し止め、又は早い段階で避難し、大切な財産やかけがえない生命を失わずにすむ可能性は飛躍的に向上するということです。

アメリカでは1970年に住宅用火災警報器などの設置が義務化され、2001年には設置率が94%に達し、21年間で火災による死者数は約半分にまで減少しています。

また、平成15年12月の消防審議会答申によると住宅用火災警報器などの設置の有無で見た住宅火災100件当たり死者数は、警報器無しでは6.1人、警報器有りでは1.8人という、実に3.4倍の効果があると認められています。

ある規模以上のデパートや学校、病院など(消防では防火対象物と言います。)には消防法で自動火災報知設備の設置が義務づけられます。しかし、一般住宅には法による消防用設備の設置義務はありませんでした。ほとんどの一般住宅には火災を早期発見できるすべがなかったのです。そこで、火災を早期に発見

○ **火災警報器ってどんなもの？**
現在市販されている火災警報器は、大きく分けると火災の煙に反応する「煙式」と、



するため、一般住宅においても、住宅用の火災警報器の設置が義務付けられます。新築住宅については消防法が平成18年6月1日から施行、既存住宅(増築しなくても)については、松前町では伊予消防等事務組合火災予防条例で平成23年6月1日から施行となり、増加の一途をたどる住宅火災による死傷者に歯止めをかけるものとして期待がかかっています。

○ **火災警報器の取付け方法は？**
火災警報器の基本的な取付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要です。取付け位置は原則天井又は壁に設置、階段も同様に取付けます。また、せっかく設置してもいざという時に効果を発揮できなければ意味がありません。そのために電池の交換や作動テストを定期的に行い、約10年をめどに機器の交換を行います。テストや電池交換の方法については、購入時に取扱説明書をよく読んで確認

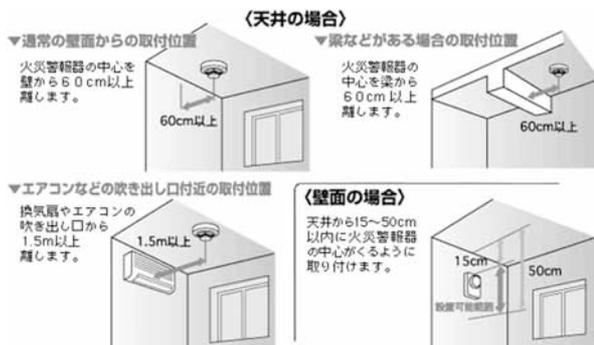
火災の熱に反応する「熱式」の2種類があります。また、「煙式」には「光電式」と「イオン式」とがあり、熱や煙を感知すると警報(音や音声など)を発する仕組みになっています。

電源については電池タイプとAC100Vタイプとがあり、電池タイプのは、電池の残量が少なくなると警報する仕組みになっているものもあります。

その他、機能に異常が生じた場合に警報するものや、電池の交換が長期間不要のものなどがありますので、取付け場所の種類や形態によって選択する必要があります。

○ **悪質販売に要注意!**
消防法や火災予防条例の改正をネタに、住宅用火災警報器を高額で販売したり、規定の性能を有しない製品を売りつけようとする業者がいますので、ご注意ください。また、消防職員のような服装で消防職員のふりをして訪問販売をする事例もあります。消防署が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、十分に注意してください。

問い合わせ
松前消防署予防係
☎984-3404



をしておきましょう。